

函館市企業主導型保育施設利用状況報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、子ども・子育て支援法施行規則第28条の14の規定により、子ども・子育て支援法第7条第10号第4号ハの政令で定める施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用状況の報告)

第2条 函館市（以下「市」という。）に居住する企業主導型保育施設を利用する小学校就学前子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、企業主導型保育施設の利用を開始（入所）したときは、次に掲げる事項を利用開始（入所）日の属する月内に、別記第1号様式の企業主導型保育事業利用報告書により市に報告しなければならない。

(1) 当該保護者の氏名、居住地、生年月日および連絡先

(2) 当該小学校就学前子どもの氏名、生年月日および当該保護者との続柄

(3) 当該企業主導型保育施設の名称および所在地

2 前項の規定により入所の報告をした保護者は、当該小学校就学前子どもが企業主導型保育施設の利用を終了（退所）したときは、終了（退所）したことおよび前項に掲げる事項を当該日から1ヶ月以内に別記第2号様式の企業主導型保育事業利用終了報告書により市に報告しなければならない。ただし、小学校就学に伴う利用の終了（退所）の場合については、この限りでない。

3 企業主導型保育施設は、毎年4月1日時点の利用児童の第1項に掲げる事項（保護者の連絡先を除く。）を、別記第3号様式の企業主導型保育事業利用状況報告書により市に報告しなければならない。

(補則)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。